

平成 28 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 竹 本 容 器 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 竹 本 笑 子
(コード番号：4248 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 門 統 括 兼 戸 田 琢 哉
経 営 企 画 室 長
(TEL. 03-3845-6107)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 23 日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の当社第 65 期定時株主総会に定款一部変更について議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 29 日開催予定の当社第 65 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただくことを条件として、同日付けで監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の一部を変更するものであります。

②会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人財の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう規定の一部を変更するものであります。

③その他、上記の各変更に伴う所要の変更および一部規定の整理を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 3 月 29 日 (火)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 3 月 29 日 (火)

以 上

【別紙】変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u> 第17条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。 (新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 <u>取締役</u>は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第5条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第17条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち5名以内を監査等委員である取締役とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、株主総会の決議によって区別して選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>第 21 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条～第 22 条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 24 条 (現行通り)</p> <p>(業務執行の委任) <u>第 25 条 取締役会は、その決議によって会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役に對し、これに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条 (現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に對して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
--	---

<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第 30 条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第 31 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会)</u> 第 31 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。 2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
---	---

<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)

<p>第6章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p><u>第41条</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p>第<u>42条</u>～第<u>43条</u> (条文省略)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第<u>44条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>45条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>46条</u>～第<u>48条</u> (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(削 除)</p> <p>第<u>35条</u>～第<u>36条</u> (現行通り)</p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第<u>37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>38条</u> (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>39条</u>～第<u>41条</u> (現行通り)</p>
--	--